

5. 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

(1) 養護老人ホーム・軽費老人ホームの運営について

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、住まいの確保が重要であり、特に居宅での生活が困難な低所得高齢者等に対しては、今後とも、養護老人ホームや軽費老人ホームがその機能を活かし、重要な役割を果たしていくべきものと考えている。

こうしたことから、これまでも、全国介護保険担当課長会議等において、

- ・ 養護老人ホームでは、近年、定員割れの施設も見られることから、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われることが必要であること、
- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホームは整備費、運営費が一般財源化されていることもあり、その役割を適切に果たしていくにあたっては、地方自治体のご理解とご協力をお願いしたいこと、

について、依頼してきたところである。

また、養護老人ホームの措置費に対する地方財政措置について、その被措置者数に応じた補正を行うことで各自治体の需要額を算定することとなっている旨を周知するとともに、各自治体において、福祉担当部局と財政担当部局との連携を密にしていいただき、市区町村の福祉担当部局においても地方財政措置の内容について理解していただくよう依頼してきたところである。

各都道府県等におかれては、引き続き、趣旨をご理解の上、ご協力いただくとともに、管内市町村に対して、その周知にご協力をお願いする。

なお、生活が困難な高齢者等の状況に応じた支援を適切に行うためには、関係する支援施策が連携し効果的に実施されることが重要であるため、管内市町村に対しては、関係機関、関係団体等におけるそれぞれの支援制度の目的及び内容を十分に理解するとともに、必要な連携を図っていただくよう、併せて周知願いたい。

(2) 地方分権改革に関する地方からの提案への対応について

今般、地方分権改革に関する地方自治体等からの提案を受けて、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額について、財源が都道府県等

に移譲されてから 10 年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、平成 28 年度中に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされたところである（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）。

具体的には、軽費老人ホームの利用料等は、平成 16 年度より国庫補助が一般財源化され、都道府県知事が利用料を定めることとされている中で、現在、国が技術的助言として示している「軽費老人ホームの利用料に係る取扱い指針」（平成 20 年 5 月厚生労働省老健局長通知）のあり方について、今後検討を行うこととしているので、予めご了承ください。